同志社大学大学院司法研究科

2016年度春学期末試験問題

科目名：○国際民事訴訟法

担当者：高橋宏司

持込参照：一切不可（「司法試験用六法」を試験会場で貸与）

試験時間：90分

講評会：なし

X1(甲国法人)は、独自の技術(「本件技術」)を使用して、甲国において太陽光パネルを製造し、各国で販売している。X1は、本件技術の乙国内での独占的使用権をX2(乙国法人)に与える旨の契約をX2との間で締結した。この契約にもとづいて、X2は、乙国において、本件技術を使用してパネルを製造し、販売している。X2の技術者として乙国で働いていたY(日本人)は、職務上知りえた技術について、在職中および退職後に開示または使用しないことを約す契約(「本件秘密保持契約」)をX2との間で締結していた。Yは、X2から退職する際、X2の求めに応じて、本件秘密保持契約を確認し、それに乙国の専属管轄条項を付記した書面に署名して、X2に提出した。Yは、退職後、日本に帰国し、日本において太陽光パネルを製造、販売するとともに、乙国にも輸出している。Yは、また、甲国への輸出も計画している。

X1は、Yを相手取って甲国で訴えを提起し、自らの営業秘密に属する本件技術をYが不正に使用して、日本でパネルを製造し、販売したため、日本においてX1のパネルの売上げが減少し、40億円の得べかりし利益を失ったとして、不法行為にもとづく損害賠償を請求した。Yは甲国裁判所の管轄を争うとともに、日本で製造したパネルは、本件技術ではなく、自ら開発した技術を使用したものである旨を主張したが、X1の請求を認容する甲国判決(「本件甲国判決」)が確定した。

他方、X2は、Yを相手取って乙国で訴えを提起し、Yが本件秘密保持契約に反し、本件技術を使用して日本で製造した太陽光パネルを乙国に輸出したため、同国においてX2のパネルの売上げが減少し、30億円の得べかりし利益を失ったとして、債務不履行にもとづく損害賠償を請求した。Yは応訴せず、X2の請求を認容する乙国判決(「本件乙国判決」)が確定した。

X1およびX2は、それぞれ本件甲国判決および本件乙国判決につき、日本で執行判決請求訴訟を提起した。上記事実関係の下で、以下の各問いに答えよ。

(1)　本件甲国判決について、民事訴訟法118条1号の要件は満たされるか。(期末試験総点80点中10点)

(2) 甲国訴訟において、X1が、損害賠償請求に併合して、本件技術を使用した日本におけるパネルの製造と甲国への輸出の差止めを請求し、すべての請求を認容する判決が確定したとする。同判決について、民事訴訟法118条1号の要件は満たされるか。(期末試験総点80点中30点)

(3) 本件乙国判決について、民事訴訟法118条1号の要件は満たされるか。(期末試験総点80点中15点)

(4) 本件乙国判決では、30億円相当の補償的損害賠償に加えて、200億円相当の懲罰的損害賠償が命じられた。懲罰的損害賠償を命ずる部分について、執行判決請求が認められる可能性はあるか。(期末試験総点80点中10点)

(5) 乙国訴訟の訴状は、乙国での通常の送達方法に従い、X2がYに宛てて郵送した。Yは、これを日本で受け取った。本件訴状は、乙国語で記載されていたが、日本語の翻訳文の添付は無かった。乙国は「民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約」(ハーグ送達条約)の締約国であり、Yは乙国語に堪能である。本件乙国判決について、民事訴訟法118条2号の要件は満たされるか。(期末試験総点80点中15点)